

国家税務総局：《増値税一般納税人資格認定管理弁法》の若干条項の処理意見を明確にすることに関する通知
国税函[2010]139号

各省、自治区、直轄市和計画単列市国家税務局：

各地税務機関がよりいっそう《増値税一般納税人資格認定管理弁法》（以下、認定弁法という）の執行することを実現するために、総局は認定弁法の若干条項の処理意見を明確にし、ここに以下の通り通知するので、参照して執行されたい。

一、認定弁法第三条でいうところの課税販売額には、納税申告販売額、査察追加納付販売額、納税評価調整販売額、税務機関發票代理発行販売額及び免税販売額を含む。沙幸追加納付販売額及び納税評価調整販売額は税額査察追納申告当月の販売額に組み入れ、税額所属気の販売額に組み入れない。

二、認定弁法第三条でいうところの経営期とは、納税人の存続期内の連続経営期間を指し、販売収入を取得していない月度を含む。

三、認定弁法第五条第（一）項でいうところのその他個人とは、自然人を指す。

四、認定弁法第五条第（二）項でいうところの非企業性単位とは、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体及びその他単位を指す。

五、認定弁法第五条第（三）項でいうところの経常的に課税行為が発生しない企業とは、非増値税納税人を指す。形状的に課税行為が発生しないとはたまたま増値税課税行為が発生することを指す。

六、認定弁法第八条第（一）項でいうところの申告期とは、納税人の年間課税販売額が小規模納税人標準を超過する月度（または季度）の所属申告期を指す。

七、認定弁法第八条第（二）項は主管税務機関が作成する《税務事項通知書》の中で、その認定申請に同意すること、一般納税人資格確認の時間を明確に告知する必要があると規定している。

八、認定弁法第八条第（三）項第 1 条で主管税務機関が作成する《税務事項通知書》の中で、その年間課税販売額が小規模納税人標準を超えている場合、《税務事項通知書》を受け取ってから 10 日以内に主管税務機関に《増値税一般納税人申請表》または《不認定増値

税一般納税人申請表》を送付し、期限を超えて送付しない場合、《中華人民共和国増値税暫定条例実施細則》第三十四条の規定に従って、販売額に応じて増値税税率に照らして課税額を計算し、仕入れ税額を控除してはならず、増値税専用発票も使用してはならないと明確に告知することと規定している。

納税人が《税務事項通知書》で規定する時間内になお主管税務機関に《一般納税人資格認定表》または《不認定増値税一般納税人申請表》を送付しない場合、《中華人民共和国増値税暫定条例実施細則》第三十四条の規定に従って、販売額に応じて増値税税率に照らしてか税額を計算し、仕入れ税額を控除してはならず、増値税専用発票も使用してはならないと明確に告知することを規定している。納税人が上述資料を送付するまで、また主管税務機関の審査批准を経た後に執行停止することができる。

九、認定弁法第九条第（一）項第 3 条で言うところの会計人員の十行資格証明とは、財政部門が発行する会計従業資格証書を指す。

認定弁法第九条第（三）項で言うところの实地検査の範囲とは、实地検査を行う企業の範囲及び实地検査の内容を指す。

十、認定弁法第十一条で言うところの新たに開業する納税人とは、税務登記日より 30 日以内に一般納税人資格認定を申請する納税人のことを指す。

国家税務総局

二〇一〇年四月七日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）